

沓岐市農業委員会定例会（平成30年10月）

議 事 録

1. 開催日時 平成30年10月26日（金） 午前10時
2. 開催場所 石田農村環境改善センター 2階 会議室
3. 出席委員 …… 農業委員長 外 農業委員 16名
4. 欠席委員 …番 …委員 …番 …委員
5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
6. 議事日程
  - 第1. 議事録署名委員の指名 …番 …委員 …番 …委員
  - 第2. 議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第50号 非農地証明願について
  - 議案第51号 沓岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について
  - 議案第52号 平成30年度農用地利用集積計画の承認について（第4回）
  - 議案第53号 農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について
  - 議案第54号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について
7. 報告事項 農地改良等届出書について
8. その他

---

開 会 （ 午前 10：00 ）

事務局 皆さん改めましてお早うございます。定刻になりましたので、只今より平成30年10月の農業委員会の総会を開会致します。

本日は、…番 …委員さん、それから…番 …委員さんより欠席の届け出がでております。

本日の出席委員は19名中17名で定数に達しておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、…会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長 【会長挨拶】

それでは、座らせて頂いて、早速、議事に入らせて頂きます。まず日程第1

の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「老岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員をお願いを致したいと思います。よろしくお願い致します。

なお、本日の会議書記には事務局の・・・主事を指名致します。

それでは、日程第2の議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

はい、議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が2件あがっております。受け手は、全て個人ですので、農地所有適格化法人要件の適用はありません。また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、「信託要件」の適用もありません。それから、2件共売買ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。それから、「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような4つのことを審議して頂くことになります。

20番 土地の所在

郷ノ浦町若松触字泉ヶ山・・・・・・ 地目 田 面積 39㎡

同じく・・・・・・ 地目 田 面積 45㎡

同じく・・・・・・ 地目 田 面積 585㎡

同じく・・・・・・ 地目 田 面積 130㎡

計 4筆で799㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は、田が4, 280㎡、畑が2, 217㎡、計の6, 497㎡です。

申請理由

譲渡人 土地所在近くの譲受人に売却する。

譲受人 譲渡人の要望により、買い受けて、耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に水稻・野菜の作付け

です。農機具はトラクター、田植機、管理機、軽トラを所有してあります。稲刈りは委託をされてあります。農作業暦は本人が30年です。通作距離は300m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、現在、耕作放棄状態で今後、野菜を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

10月16日に・・・委員さんと譲受人立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 はい、議長。

議長 ・・・・番・・・委員。

・・・委員 はい、お早うございます。只今、事務局から説明がありました通りでございます。現在は耕作放棄地状態で荒れ果てて、市道の横で大変見苦しい状態ですけど、これによって、その解消が出来、又、野菜等作付けるという事ですので、周辺の環境に関しましても別に問題は無いと思っておりますので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第47号20番は決定いたします。

続きまして、21番の説明を求めます。

事務局 はい、21番 土地の所在

芦辺町箱崎諸津触字雨沢・・・・・・・・ 地目 田 面積 4, 549㎡

同じく・・・・・・・・ 地目 畑 面積 1, 327㎡

計2筆で5, 876㎡

譲渡人、・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・

経営地は、田が6, 831㎡です。

申請理由

譲渡人 高齢の為、譲受人に売却する。

譲受人 譲渡人の要望により、買い受けて耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に水稻・飼料の作付け

です。農機具はトラクター、田植え機、コンバイン、ロールベアラー、乗用モア、トラックを所有してあります。農作業暦は本人が15年です。通作時間は、車で10分程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま

す。  
「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、飼料を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

10月18日に・・・委員さんと譲受人の会社従業員、立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 皆さんお早うございます。担当の・・・でございます。先程言われましたように10月18日9時40分より現地において、立会者は、・・・さんは(株)・・・の6人中の取締役の中の1人だそうでございます。代表は・・・さんでございます。本日の土地を買われる・・・さんも(株)・・・の6人中の取締役の中の1人でございます。現地を確認しまして、当初は(株)・・・の・・・さんが100頭規模の牛舎を建てておられますので、現在は70、80頭位になっているそうでございますが、どうしても飼料が沢山要るそうでございますので、最終的には20数ヘクタールを集めなければならないという事で農地の貸し借りの流動化や中間管理機構を通じて、大分借りられておりますが、まだ、半分にも満たないという事で、今回も当初は借りる予定でございましたが、持ち主が高齢で跡取りも壱岐にはいないという事で、買ってもらえないだろうかと言われたそうでございます。それで話が出来まして買うようになったという事でございます。以上でございます。よろしく、ご検討をお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第47号21番は決定いたします。

続きまして、議案第48号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第48号「農地法第4条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

5番 土地の所在

石田町石田西触字黒木・・・ 台帳・現況地目 田 面積 1,091㎡  
同じく・・・ 台帳地目 畑 現況地目 田 面積 385㎡  
計 2筆で1,476㎡

転用目的 農業用施設用地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由 現在の農業用倉庫が狭隘で、農業用機械等を格納出来ず不便が生じている為、申請地に新たな農業用倉庫を建築したいので申請します。というものです。農用地区域除外は県の同意を得て9月27日に完了を致しております。農地の分類は、10ヘクタール以上の集団農地の第1種農地であります。農業用施設としての例外許可との判断を致しております。位置図、写真、配置図は3頁から5頁です。本来ならば、・・・委員さんの案件であります。先月の定例会の折に欠席の届がっておりますので、10月18日に・・・委員さんと現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 事務局から説明がありました通りです。18日に現地確認致しました。周辺農地も・・・さんの農地であり、何ら問題はないかと思っておりますので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第48号、5番は、意見を付して進達いたします。

続きまして、議案第49号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、6頁をお願い致します。議案第49号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

19番 土地の所在

郷ノ浦町長峰東触字真部路・・・・・・・・ 地目 畑 面積 371㎡

転用目的 住宅用地

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

申請理由 現在、両親と同居しており、子供も生まれ手狭である為、申請地に住宅を建築したいので申請します。というものです。権利の設定内容は贈与です。農用地区域除外は県の同意を得て平成30年9月27日に完了を致しております。

農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地とし

て判断を致しております。

位置図、写真、配置図は7頁から9頁です。農用地区域除外の折（7月20日）に・・・委員さんと譲受人立会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 この件については、今、事務局から説明のあった通りでございますが、何ら支障はないという風に考えております。よろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第49号19番は、意見を付して進達いたします。

続きまして、20番の説明を求めます。

事務局 はい、20番 土地の所在

芦辺町箱崎本村触字指鹿・・・・・・・・ 地目 田 面積 497㎡

転用目的 農業用施設用地

譲渡人、・・・・・・・・

土地の所在

芦辺町箱崎本村触字指鹿ノ辻・・・・・・・・ 地目 田 面積 2,100㎡

譲渡人、・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・

申請理由 申請地に牛舎及び堆肥舎を建築したいので申請します。というものです。権利の設定内容は贈与です。農用地区域内の農地で用途区分の変更が県の同意を得て平成30年9月28日に完了を致しております。

位置図、写真、配置図は10頁から12頁です。用途区分変更の折（9月20日）に・・・委員さんと理事及び構成員立会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 担当の・・・です。本日又、2回目の登場でございます。先月現地確認を致しまして、今回、現地確認はしませんでした。・・・さんに電話で確認を致しております。計画通り行いますという事でございます。この前も申し上げたと思いますが、牛舎の規模でございますが、現在、・・・さんに8頭、・・・さんに6頭という事で14頭飼っておられますが、それも一緒に入れて、40頭規模でやりたいという事で20頭、20頭だと思いますが、農事組合法人経営という事でございます。以上でございますが、皆様方のご審議よろしくお願

い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第49号20番は、意見を付して進達いたします。

続きまして、21番の説明を求めます。

事務局 はい、21番 土地の所在

石田町南触字浜田…… 台帳地目 宅地 現況地目 畑 面積 133.67㎡

転用目的 駐車場用地

譲渡人、……………

譲受人、……………

申請理由 自宅横にある申請地を買い受け、駐車場として利用したいので、申請します。というものです。権利の設定内容は売買です。農振農用地区域外の農地で、農地の分類は市街化の中にある第3種農地として判断を致しております。

位置図、写真、配置図は13頁から15頁です。これも本来ならば、…委員さんの案件であります。先月の定例会時に欠席の届がっておりますので、10月18日に…委員さんと譲受人のお父さん、立会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

…委員 議長。

議長 はい、…番…委員。

…委員 事務局から説明がありましたように、18日に…さんの立ち会いの下、現地確認を致しました。ここは元々宅地造成地だった所で、周りは家ばかり建っております。周辺農地の影響はないと思いますので、ご審議よろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第49号21番は、意見を付して進達いたします。

続きまして、議案第50号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、16頁をお願い致します。議案第50号「非農地証明願について」、このことについて、次のとおり申請があったので、調査審議の上決定の要がある。

5番 土地の所在

郷ノ浦町初山西触字西川…… 台帳地目 畑 現況地目 原野 面積 295㎡

転用目的 原野

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由 平成10年頃から耕作を止めた為、原野化しており、売却した初山西触字西川・・・・・・・・の宅地の一部になっている。というものです。位置図、写真は17頁から18頁です。10月16日に・・委員さんと申請人の奥さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 はい、担当の・・でございます。概ね事務局から説明があった通りですけども補足致します。この申請地は、元々1筆の農地であったそうですが、家を建てたいとの要望がありまして、平成17年頃、面積等の制限があった為に、分筆をして転用した農地の残りの土地でございます。先程、事務局の説明にもありましたように宅地の一部となっているものであり、周りがブロック塀で囲いをしてありまして、周辺農地への影響はないものと思っております。現況写真を見て頂ければ、説明しなくてもお判り頂けると思っておりますので、皆様方のご審議をよろしくお願いしたいと思っております。以上です。

議長 以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第50号5番は決定いたします。

続きまして、議案第51号 「壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、19頁をお願い致します。

議案第51号 「壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の除外申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

9番 土地の所在、

郷ノ浦町柳田触字八幡田・・・・・・・・ 地目 畑 面積 910㎡

同じく・・・・・・・・ 地目 田 面積 268㎡

同じく・・・・・・・・ 地目 畑 面積 543㎡

田が1筆で268㎡、畑が2筆で1,453㎡、計3筆で1,721㎡

除外目的、中古車及び廃車置場

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由、工場前のスペースを車両展示場として利用する為、新たに中古車及び廃車仮置場が必要となったので申請します。というものです。位置図、写真、配置図は20頁から23頁です。10月18日に・・委員さんと現地確認



を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。  
・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 お早うございます。担当の・・・です。18日に事務局と一緒に現地を確認致しました。現状は道路際に2筆はもうセイタカアワダチ草ばかり立っているような状況で荒地となっております。逆に・・・さんの方で利用されるとなると定期的に周辺の除草作業もされておりますので、道路際にとっては、景観も少しは良くなるんじゃないかろうかという事ですので、地元の方も何ら問題はなかろうという事でございますので、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第51号の9番は意見を付して回答いたします。

続きまして議案第52号「平成30年度 農用地利用集積計画の承認について（第4回）」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、24頁をお願いします。議案第52号 「平成30年度 農用地利用集積計画の承認について」、今年度4回目です。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。今回、利用権設定の件数は10件、借手が10人、貸手が9人です。田が7筆で7,527㎡、畑が10筆で15,727㎡、合計17筆の23,254㎡です。

この件につきましては、地区担当の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回、この一連につきまして、ご承認を頂きたいと思っております。内容につきましては、25頁に掲載しております。よろしくお願い致します。

議長 はい、以上の説明でございますけど、これは、事務局が申しましたように皆様方の同意を頂いておりますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】それではご異議ないようですので、議案第52号も決定いたします。

続きまして、議案第53号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」と議案第54号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」は関連がございますので、一括上程いたしたいと思っております。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第53号と議案第54号は関連がございますから、一括して説明させて頂きます。26頁をお願い致します。議案第53号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められております。27頁～30頁の平成30年10月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積計画について（公社借入分）の一覧表のとおりでありまして、再度26頁

をお願い致します。長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃借権設定、5年間の田が16筆で16,732㎡、10年間の田が19筆で32,483㎡、合計35筆で49,215㎡です。

使用貸借権設定、5年間の田が12筆で19,518㎡、畑が1筆で3,910㎡、計13筆で23,428㎡、10年間の田が27筆で28,245㎡、畑が3筆で2,292㎡、計30筆で30,537㎡、合計43筆で53,965㎡となっております。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、31頁をお願い致します。議案第54号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定による意見を求められております。32頁～35頁の平成30年10月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）についての一覧表のとおりでありまして、再度31頁をお願い致します。計画（案）につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案は、議案第53号で説明致しました通りであります。

この計画（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第53号の農用地利用集積計画の公告と、本配分計画案の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

以上の説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第53号と議案第54号は決定いたします。

続きまして、報告事項 農地改良等届出申請について 事務局の報告をお願い致します。

事務局

はい、36頁をお願い致します。大変申し訳ありません。報告事項の訂正をお願いいたします。番号4と5の工期が平成30年9月25日から平成30年2月28日となっておりますが、平成30年9月25日から平成31年2月28日に訂正をお願い致します。お手数をおかけしました。

報告事項、農地改良等届出書について、農地改良等届出書が、次のとおり提出されましたので報告いたします。

3番、土地の所在

郷ノ浦町有安触字海曲・・・・・・・・ 地目 田 面積 1,197㎡

申請人 . . . . .

申請理由 排水不良の為、嵩上げを行い、耕作環境の改善を図る。ということです。

工期は平成30年10月15日～平成30年12月30日までです。

施行者は郷ノ浦町田中触 . . . . . 株式会社 . . . . .

位置図、写真は37頁～38頁です。

続きまして、4番、土地の所在

芦辺町箱崎大左右触字松崎 . . . . . 地目 田 面積 1, 451 m<sup>2</sup>

申請人 . . . . .

申請理由 湿田の為、嵩上げを行い、耕作環境の改善を図る。ということです。

工期は平成30年9月25日～平成31年2月28日までです。

施行者は芦辺町箱崎中山触 . . . . . 株式会社 . . . . .

位置図、写真は39頁～40頁です。

続きまして、5番、土地の所在

芦辺町箱崎大左右触字松崎 . . . . . 地目 田 面積 577 m<sup>2</sup>

同じく . . . . . 地目 田 面積 1, 897 m<sup>2</sup>

計 2筆で2, 474 m<sup>2</sup>

申請人 . . . . .

申請理由 湿田の為、嵩上げを行い、耕作環境の改善を図る。ということです。

工期は平成30年9月25日～平成31年2月28日までです。

施行者は芦辺町箱崎中山触 . . . . . 株式会社 . . . . .

位置図、写真は41頁～42頁です。

以上で事務局からの報告を終わります。

議長 はい、報告事項でございますので、よろしゅうございますか。

(はいの声あり)

議長 皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思っておりますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れでございました。